

令和4年11月25日

# 建設緑政局関係議案資料 (その8)

議案第202号

訴訟上の和解について

建設緑政局

# 議案第202号 訴訟上の和解について

## 1 議案の概要

横浜地方裁判所川崎支部令和元年（ワ）第908号国家賠償請求事件について、和解したため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの

## 2 事件の概要

原告 川崎区在住の方（女性、事故当時65歳）  
 発生場所 川崎市川崎区京町3丁目21番1号先路上 市道川崎1号線  
 発生日時 平成28年6月4日（土）午後0時30分頃

原告が、川崎区京町3丁目21番1号先路上を歩行中、路上に放置されていたポール固定用のボルトにつまずいて転倒し、負傷した。

原告が負傷し、右上肢及び手指の関節障害等の後遺障害を負うに至ったのは、本市の道路の管理に瑕疵があったためであるとして、原告は、川崎市に対して損害賠償（損害金1,053万1,631円及びこれに対する平成28年6月4日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金）を請求したものの。

## 3 訴訟の経過

（横浜地方裁判所川崎支部令和元年（ワ）第908号国家賠償請求事件）

- 平成28年 6月4日 事故発生
- 令和元年 6月2日 原告代理人から、本市の損害賠償を求める旨の催告書を受領
- 令和元年 8月9日 催告書に対し、市に賠償責任はない旨を原告代理人宛て書面回答
- 令和元年11月29日 訴えの提起
- 令和元年12月18日 訴状送達
- 令和2年 3月 3日～令和4年 8月 2日 口頭弁論等 計18回
- （令和4年 7月14日 和解勧告）
- （令和4年 8月 2日 和解協議にて双方和解に応じる意向を確認）
- 【令和5年 1月10日 和解期日（議会承認後）】

## 4 双方の主張

### （原告の主な主張）

- (1) 歩道部分にボルト等の突起物が存する状態は、歩行者が躓いて転倒する危険性がある。
- (2) マンホール等の工作物でないボルト等が歩道上の白線部分に突出していたことは、危険性を容易に予測し対処できるものではなかった。
- (3) ガードレールが切れて横断歩道へ通じる部分で、スーパーマーケットの入り口付近であり、危険性は非常に高い。
- (4) ボルト使用後の安全確認は、道路管理者にとって必要かつ容易であり、当初から本件ボルトが存在しなければ、本件事故など発生しなかった。

### （本市の主な主張）

- (1) ボルトが折れ曲がり、路面から約1.5cm突出していた状態を、なんら陳情等も無い中、道路パトロールで発見することは不可能であり、この程度の突出物では、通常一般の歩行者が転倒して負傷するなどの危険があるとまではいえず、これが市道上に存在した状態をもって、道路における通常有すべき安全性を欠いているとは言えない。
- (2) 原告は、本件事故により負った傷害が症状固定し、後遺障害と診断されたと主張しているが、約2年半もの期間、治療を中断していることから、その症状が本件事故によるものと判断することはできない。



## 5 和解協議について

- (1) 令和4年7月14日の弁論準備手続期日において、裁判所から訴訟上の和解手続きに入ることが提案された。
- (2) 和解協議の結果、裁判所から、本市には和解金として140万円の支払義務があることや、原告は、その余の請求を放棄すること、また、原告及び本市は、本件に関し、和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認することなどの和解内容が示され、令和4年8月2日の和解協議において、原告、本市双方が和解に応じる意思を確認した。

項目	原告請求額	裁判所の認容額(和解限り)
治療費・通院交通費	73,890円	70,020円
休業損害・損害慰謝料	1,264,629円	1,217,376円
後遺障害慰謝料・逸失利益	8,236,600円	0円
その他	956,512円	112,604円
合計	10,531,631円	1,400,000円

本件訴訟において、本市は、残存していたボルト（高さ1.5cm）については、道路パトロールによる発見は不可能であり、道路管理の瑕疵は無い旨等を主張してきた。

これに対して、裁判所としては、ポールの上部が失われ、当該ボルトが残存するまでの過程には、土台部分が残っている期間も一定程度あったと推定され、その状態に気づかず放置していた点に関して道路管理の瑕疵を認めるべきであるとしている。

また、裁判所から示された和解案は、原告の後遺障害及びそれに伴う逸失利益については、本市の主張が全面的に採用されており、和解金の額は、原告請求額の1割程度にとどまっている。

以上のことから、本市弁護士及び保険会社との協議の結果、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により紛争が早期に解決することも勘案し、和解案を受け入れることとしたい。